

産前産後育児ケアセンター トータルケアサポートおおたかの森

かんがるーほいくえん利用規約

第1条(当施設)

当施設は、児童福祉法第35条の許可を受けていない保育施設（認可外保育施設）として、同法第59条に基づき千葉県への設置届を義務づけられた施設である。当施設の名称は、産前産後育児ケアセンタートータルケアサポートおおたかの森かんがるーほいくえん（以下、TCS という）である。

第2条(設置者・施設情報・園長)

設置者 山本 正子 園長 坂野 亜美

施設住所 流山市おおたかの森北一丁目25番地6 電話番号 04-7168-0080 LINE ID @jyosanin

第3条(営業時間)

1. 通常は月・水・金 9:00~16:30、宿泊保育の際には応相談。
2. 休日は火・木・土・日・祝日・お盆休み・年末年始・GW 休暇。

第4条(保育場所)

通常の保育場所は TCS 保育室。

第5条(利用対象者)

新生児～生後4か月になるまでの体調不良（持病やアレルギー等の疾患）がないお子さま。

第6条(利用料金)

1. 登録料 2200 円（年度毎）
2. 基本料金 1650 円／時 延長料金 1100 円／30 分
粉ミルク、紙おむつ、おしり拭きは利用料金に含まれない。

第7条(支払方法)

前払い制で現金払い。予定時間より利用時間が短くなった場合でも、料金の返金はない。

第8条(補償・免責)

- I. 保育者の過失による事故が発生した場合、住友海上 賠償責任保険で補償を受けることができる。但し、次に該当する場合は、TCS は一切の責任を負わないものとする。
 - ア. 本来、利用対象者ではない方が、TCS に正確な情報を伝達しないまま利用された場合に発生した事故、病状悪化、投薬によるアナフィラキシーショック等。
 - イ. 医師または保護者の指示に従った上で発生した事故、病気、投薬によるアナフィラキシーショック等。
 - ウ. 保護者が指定した全ての連絡先と連絡が取れずに保育者が自己判断した上で発生した事故、病気等。
 - エ. その他、TCS の責に帰すことができない事由による事故、病気等。

第9条（保護者の義務）

1. 保護者は TCS を利用する間、常に保護者（申込み票に記載した連絡先）に連絡でき、緊急時でも保護者の意思確認ができるよう努めなければならない。
2. 保護者は当施設を利用する場合、以下の必要な情報を TCS に提供しなくてはならない。
 - ア. 子どもの健康や体調に関する全般。
 - イ. 緊急時の連絡先、やむを得ず保護者と連絡が取れない場合、保育者に指示が出来る保護者に一任された責任者を数名用意する。
 - ウ. 保育中に急な体調不良が起こった場合には、早急に当施設か搬送先の病院に向かわなければならぬ。

第10条（キャンセルポリシー）

前日12時以降のキャンセルや、来院時の体調確認の際に保育者が安全な保育をできかねると判断し、保育の利用を断る場合には利用料金の返金はない。

第11条（その他）

本規約に基づく義務の履行について、相互信頼の原則に基づき、定めの無い事項については法令その他慣習に従い、誠意をもって協議の上決定するものとする。

1. 登所と異なる方の降所の際には、身分証明書の提示が必要になる。
2. 降所1時間を経過しても保護者と連絡が取れない場合、警察に届ける。

第12条（苦情や意見の受付）

苦情等は、面接、電話、書面などによりサービス提供書にある苦情受付担当者に連絡する。受けた苦情等は受付担当者から解決責任者である園長、関係者へ回覧し、円滑な解決に努める。解決責任者は苦情申し出人と誠意を持って話し合い、解決に努める。しかし、当園との協議により、解決が難しい場合には、市や県の担当課に手紙や口頭（電話）で連絡することもできる。

同意書

産前産後育児ケアセンター トータルケアサポートおおたかの森
かんがるーほいくえん 殿

私こと _____ は、かんがるーほいくえん利用にあたり、利用規約1～12の内容について同意します。

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 印 _____